

高知市住宅耐震改修等補助金交付事業

住宅の耐震改修設計・耐震改修工事

次の南海トラフ地震はマグニチュード8以上の規模で発生し、多くの建物に被害が及ぶ震度6強から7という強い揺れが約100秒続くと想定されています。

高知市では地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に、耐震改修工事を行う方に対して、耐震改修設計と耐震改修工事の費用の一部を助成し、市民の耐震対策を支援しています。

<お問合せ・申請先>

高知市役所都市建設部

建築指導課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 本庁舎5階

電話番号 (088) 823-9470

FAX (088) 823-9454

E-mail kc-171300@city.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/>



1. 補助対象者

対象となる住宅の所有者又は所有者の家族（法人の場合は代表者）

※ 高知県税及び高知市税を滞納していないこと

2. 対象となる住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（共同住宅・長屋を含む）

- ※ 耐震診断の結果、耐震性がないと判定された住宅であること
- ※ 住宅に明らかな法令違反のないこと（耐震改修工事に伴い、適法となる場合を除く。）
- ※ 過去に、この事業による補助を受けていない住宅であること
- ※ 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等部分の床面積が、延床面積の 1/2 未満であること
- ※ 販売を目的としないものであること
- ※ 丸太組構法、工業化住宅（プレハブ住宅等）、枠組壁工法（ハウスメーカー等が建築したもの）の住宅は対象外

3. 補助の条件

○ 耐震改修工事により耐震性があるものとする

【木造住宅】

耐震診断士が設計し、耐震改修により耐震診断上部構造評点最小の値が 1.0 以上となること

耐震性能の判定表

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

【非木造住宅】

構造設計一級建築士等が設計し、耐震改修により安全性が確認されたものとなること

構造	依頼できる事業者
木造 ＜軸組構法、枠組壁工法＞	【耐震診断士】 高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された耐震診断士 【登録設計事務所・登録工務店】 高知県木造住宅耐震促進事業者登録制度要綱に基づき登録された設計事務所及び工務店
非木造 ＜鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・木造 の混構造＞	構造設計一級建築士等

4. 補助金額

○耐震改修設計費

木造住宅 ……1棟あたり **205,000円**まで
(共同住宅・長屋の場合で4戸以上は410,000円まで)

非木造住宅 ……1棟あたり **300,000円**まで
(共同住宅・長屋の場合で4戸以上は600,000円まで)

※1,000円未満の端数は切り捨て

○耐震改修工事費

1棟あたり補助対象経費の8割で **1,250,000円**まで
(法人その他団体が申請する場合は、補助対象経費の8割で1,000,000円まで)

※1,000円未満の端数は切り捨て

◆その他、木造住宅については、耐震改修設計及び耐震改修工事における技術審査を行う評価機関(※)の手数料は実費を助成します。(設計・工事、それぞれ1回あたり19,800円まで)

(※)耐震改修事業において技術審査は評価機関(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関登録制度要綱に登録されている団体)が行います。技術審査手数料は評価機関にお支払いいただき、その金額を補助金と一緒に高知市が申請者にお支払いします。

5. 申請の流れ

【木造住宅】※詳細については別途「住宅耐震改修補助金申請マニュアル(木造用)」を参照

① 耐震改修設計前に補助対象事業認定申請書(耐震改修設計)(様式第1号)を提出

- (1) 住宅の所有者や建築年等が分かる書類(建物の登記事項証明書や名寄帳)
※発行3ヶ月以内のもの。「高知市木造住宅耐震診断」を受けている場合は、固定資産税課税明細書(最新年度のもの)のコピーでも可
- (2) 現況の位置図、配置図、平面図等
- (3) 耐震改修設計費見積内訳書
- (4) 委任状

添付

② 補助対象事業認定通知書(様式第2号)を受取後、契約をして設計に着手

③ 設計が完了したら補助金交付申請書(様式第3号)を提出

- (1) 高知県税の滞納がない証明書及び高知市税の滞納がない証明書
- (2) 評価依頼書兼結果通知書(耐震改修設計用)一式

添付

④ 補助金交付決定通知書(様式第4号)を受取後、契約をして工事に着手

⑤ 工事が完了したら実績報告書(様式第7号)を当該年度の1月末までに提出 ※1月末までに完了しない場合は補助事業繰越承認申請書(様式第6号)を提出し、承認されれば翌年度の9月末まで延長することが可能

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事請負契約書のコピー
- (2) 耐震改修設計及び耐震改修工事領収書のコピー
- (3) 評価依頼書兼結果通知書(耐震改修工事用)一式
- (4) 代理受領確認書
- (5) 口座振替申出書

添付

⑥ 補助金額確定通知書(様式第8号)の受取

⑦ 補助金の請求

○代理受領をしない場合は補助金交付請求書(様式第9号)

○代理受領をする場合は補助金交付請求書(代理受領)(様式第10号)と

請求及び受領に関する委任状(様式第11号)を提出

代理受領制度とは、住宅の耐震改修において申請者が受け取る予定の補助金を、直接、高知市から業者に支払うものです。これにより申請者は実際の費用と補助金との差額(自己負担額のみ)を業者に支払うだけで耐震改修工事が可能となります。

【非木造住宅】※詳細については建築指導課にお問合せください。

① 耐震改修設計又は耐震改修工事前に補助金交付申請書(様式第3号の2)を提出

【共通】

- (1) 高知県税の滞納がない証明書及び高知市税の滞納がない証明書
- (2) 住宅の所有者や建築年等が分かる書類(建物の登記事項証明書や名寄帳)
※発行3ヶ月以内のもの。
- (3) 構造設計一級建築士等の資格証又は受講修了証のコピー
- (4) 委任状

【事業区分 耐震改修設計】

- (1) 事業計画書(非木造耐震改修設計)
- (2) 現況の位置図、配置図、平面図等
- (3) 構造設計一級建築士等による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされたことを証する書類
- (4) 耐震改修設計費見積内訳書

【事業区分 耐震改修工事】※耐震改修設計の実績報告後に申請

- (1) 事業計画書(非木造耐震改修工事)
- (2) 耐震改修工事費見積内訳書

添付

② 補助金交付決定通知書(様式第4号)を受取後、契約をして、設計または工事に着手

- ③ 事業が完了したら**実績報告書**(様式第7号の2)を当該年度の1月末までに提出
※1月末までに完了しない場合は**補助事業繰越承認申請書**(様式第6号)を提出し、承認されればその年の9月末まで延長することが可能

【事業区分 耐震改修設計】

- (1) 耐震改修後の「安全性」を確認できることを証する書類
- (2) 改修内容の記載された位置図、配置図、平面図等(作成した構造設計一級建築士等の氏名、登録番号のあるもの)
- (3) 耐震改修設計請負契約書のコピー
- (4) 耐震改修設計費領収書のコピー
- (5) 代理受領確認書

【事業区分 耐震改修工事】

- (1) 竣工図(当該現場確認をした構造設計一級建築士等の氏名、登録番号のあるもの)
- (2) 写真(耐震改修工事に係る全ての補強内容が確認できるもの)
- (3) 耐震改修工事の実施工程表(当該現場確認をした構造設計一級建築士等の現場確認日、氏名、登録番号のあるもの)
- (4) 耐震改修工事請負契約書のコピー
- (5) 耐震改修工事費領収書のコピー
- (6) 代理受領確認書

添付

- ④ **補助金額確定通知書**(様式第8号)の受取

- ⑤ 補助金の請求

○代理受領をしない場合は**補助金交付請求書**(様式第9号)

○代理受領をする場合は**補助金交付請求書(代理受領)**(様式第10号)と**請求及び受領に関する委任状**(様式第11号)を提出

6. 税制面での優遇措置について

※適用対象期間があります。

○所得税の特別控除について

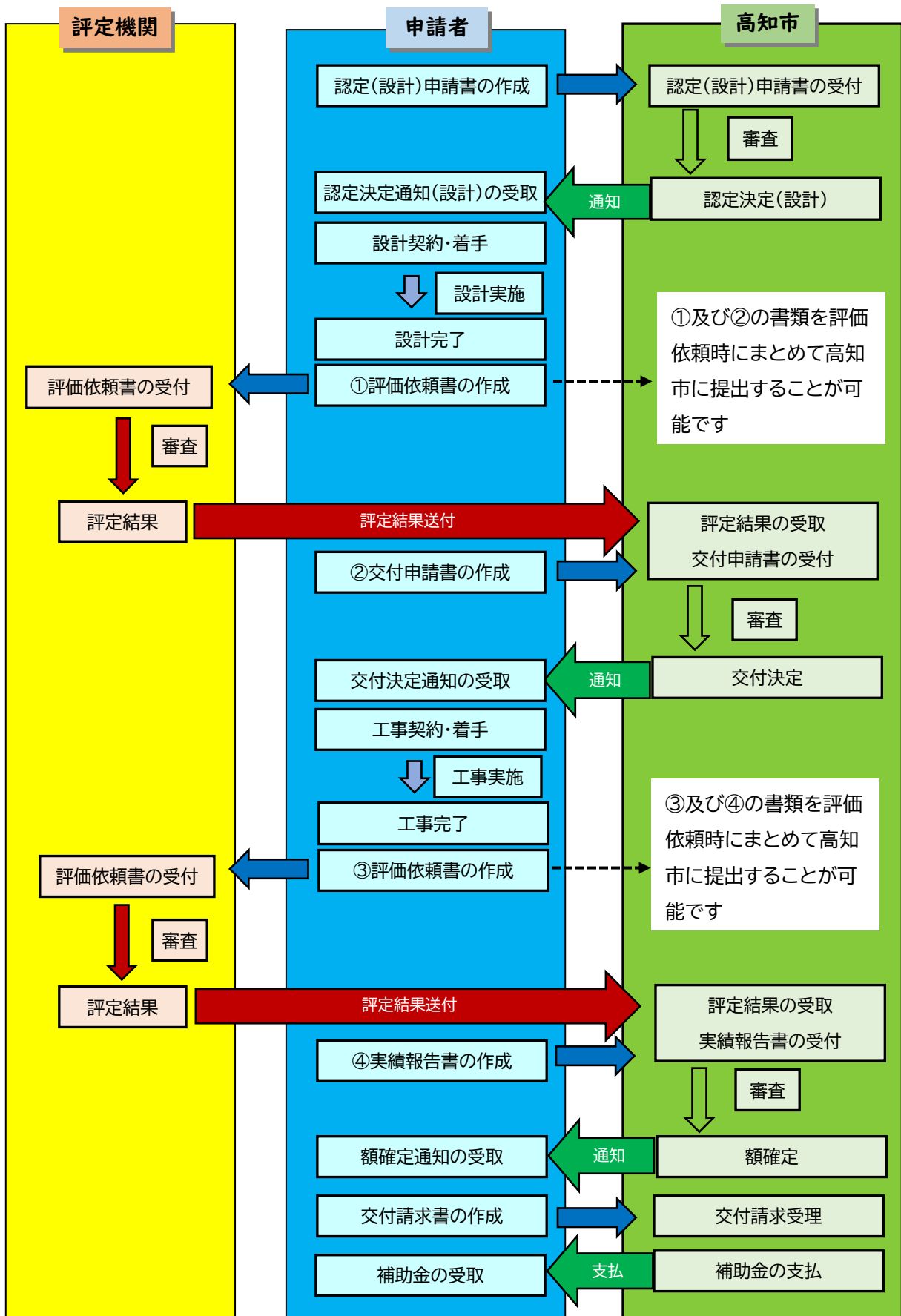
・補助事業にて、申請者ご自身が居住する住宅を耐震改修した場合、申請者の所得税の特別控除を受けることができます。

○固定資産税の減額について

・補助事業にて耐震改修をした場合、当該家屋の固定資産税の減額を受けることができます。

※これらの申請方法については、補助事業が完了した後、建築指導課よりご案内します。

住宅耐震事業に対する補助の流れ(木造)



住宅耐震事業 Q&A

Q	耐震診断士や工務店を紹介して欲しいです。
A	高知市から特定の業者を紹介することはできませんが、高知県に登録された工務店等の名簿を送付することは可能です。インターネットで検索される場合は高知県住宅課のHPをご覧ください。 <input type="text" value="高知県 耐震設計 耐震改修"/> <input type="button" value="検索"/>
Q	木造ですがハウスメーカーが建てた住宅は補助金の申請はできますか。
A	各メーカー独自の工法で建築されている木造住宅の場合は申請できません。
Q	非木造の住宅の耐震診断の補助金はありますか。
A	高知市では非木造住宅の耐震診断の補助金はありませんのでご自身で構造設計一級建築士に依頼してください。補助金が利用できるのは耐震設計と耐震改修工事です。
Q	1階が鉄骨造で2階が木造の混構造です。耐震改修補助金は受けることができますか。
A	混構造は非木造となりますので、非木造のメニューで受けることができます。
Q	貸家も補助金の申請ができますか。
A	できます。申請者は建物の所有者(貸主)になります。
Q	建物2棟がくっついた形で建っています。補助金はどのようになりますか。
A	2棟の建物が別棟なのか一体なのかにより取り扱いが異なります。壁や柱が接合部分で共有している場合は一体となり補助金は1棟分となります。共有していない場合は別棟と判断され2棟分となりますが、写真や図面等を確認しての判断となりますので事前にお問合せください。
Q	S56.6以降に増築した部分がありますが、S56.5以前の部分と一緒に工事をすることはできますか。
A	一緒に工事をすることはできます。ただし、S56.6以降の増築部分は補助金の対象外となりますので、見積書はわけてご提出ください。
Q	屋根の改修のみの工事をしたいのですが補助金の申請はできますか。
A	改修後の上部構造評点の最小値が1.0以上であることが補助金の要件となっています。家全体を診断して補強していただく必要がありますので屋根のみの改修では難しいかと思われます。
Q	現在、物置として使用していますが、改修後に住宅として居住する場合も補助金の申請はできますか。
A	現状が物置の場合は補助金の申請はできません。ただし、以前物置であったものをリフォーム等して、現状住宅として使用している場合は申請できます。
Q	耐震改修をした証明書が欲しいです。
A	補助金が高知市から支払われた後、耐震改修証明書の申請書を申請者の方に送付します。必要事項を記入の上、建築指導課までご提出ください。後日、証明印を押印した証明書を送付いたします。
Q	国等が実施している耐震改修以外の補助金との併用はできますか。
A	耐震改修以外であればできます。耐震改修の補助金には国費・県費が充てられているため重複しての補助金利用はできません。利用の際は、それぞれの制度の窓口にお問合せください。